

春日部市卓球連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。

(目的)

第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 卓球大会・研修会等。
2. その他、卓連の目的達成のため、必要と認める事業。

(会員)

第4条 卓連の会員は、市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。また、市内の小中高生および市内の高校卓球部OB・OGは準会員として年会費を無料とするが、評議員会への出席、卓連の運営に参画することは不可とする。

(役員)

第5条 卓連に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 若干名（事務局・会計も含む）

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、評議員会において、評議員の立候補及び推薦により選出し、評議員会の出席者の過半数の同意を得なければならない。

1. 会長・副会長・理事長・副理事長は、選出された役員で推薦し、評議員会で承認を得る。
2. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。
5. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。
6. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。

(監 事)

第8条 理事長は、評議員会において当該年度監査を務める加盟団体を指名する。監事は指名された加盟団体の会員の中から2名選出し、卓連の会計を監査する。

1. 監事は、卓連の役員を兼任することが出来ない。
2. 監事の任期は1年間とする。

(評議員)

第9条 評議員は、加盟団体より指名された2名及び会長推薦による学識経験者で、評議員会に出席する。

(任 期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

1. 役員が脱会の場合は、役員の資格は喪失するものとし、会長が必要と認めた場合は、補欠役員を評議員会で選出し、同意を得る。

(顧問及び参与)

第11条 卓連に、顧問及び参与を置くことができる。

(評議員会)

第12条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、役員及び評議員で構成し、定時評議員会は毎年1回会長が招集し、下記の事項を決議する。また、臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき、または、評議員の3分の1以上の者から要求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集しなければならない。

1. 規約に関すること。
2. 役員に関すること。
3. 事業計画及び事業報告に関すること。
4. 収入、支出、予算及び決算に関すること。
5. その他、必要と認めた事項に関すること。

(役員会)

第13条 卓連に役員会を置き、会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 評議員会に提出する議案の作成。
2. 規約及び付属規定。
3. 事業計画案の作成及び予算案の編成。
4. その他卓連の目的達成に必要な事項は、理事長が招集し審議する。
5. 評議員会での予算案が承認決議されるまでに、支出を必要とする場合、役員会の審議により、前年度予算の範囲内で暫定予算を組み、事業を執行することができる。

(議 長)

第14条 会議の議長は、会長または会長が指名した者があたる。

(会 費)

第 15 条 卓連の会員は、別表 2 に示す用紙で会員登録を行い、所定の会費を納入しなければならない。

1. 会費は、1 団体 10 名迄を 3, 000 円とし、10 名より 1 名増すごとに 300 円増しとなる。
2. 会費は、翌年 3 月 31 日迄の 1 ケ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。

(会計年度)

第 16 条 卓連の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(慶弔)

第 17 条 卓連の慶弔に関することは、別表 1 のとおりとする。

附 則

(施行期日)

	この規約は、昭和 49 年 5 月 1 日から適用する。
附 則 (平成 4 年 5 月 13 日改正)	この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 12 年 4 月 8 日改正)	この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 18 年 4 月 22 日改正)	この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 31 年 4 月 14 日改正)	この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (令和 4 年 4 月 16 日改正)	この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第17条関係）

春日部市卓球連盟慶弔規程		
区 分	金額(円)	適 用
弔慰金及び花輪等	5000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長本人（弔慰金5000円と花輪又は生花） ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町村の会長本人 ◎ 春日部市卓球連盟の役員本人
病 気 見 舞	5000	◎ 春日部市卓球連盟の役員本人で全治2週間以上の入院を要する病気又は怪我 ただし、1年以内の再発によるものは除く

別表2（第4条および第15条関係）

春日部市卓球連盟登録申込書（令和6年度用）

クラブ名 	代表者氏名 _____ 住所 〒 _____ 連絡先 ☎ _____
--------------	--

No.	氏名	年齢	性別	住所(市町名)	No.	氏名	年齢	性別	住所(市町名)
1		歳	男・女		21		歳	男・女	
2		歳	男・女		22		歳	男・女	
3		歳	男・女		23		歳	男・女	
4		歳	男・女		24		歳	男・女	
5		歳	男・女		25		歳	男・女	
6		歳	男・女		26		歳	男・女	
7		歳	男・女		27		歳	男・女	
8		歳	男・女		28		歳	男・女	
9		歳	男・女		29		歳	男・女	
10		歳	男・女		30		歳	男・女	
11		歳	男・女		31		歳	男・女	
12		歳	男・女		32		歳	男・女	
13		歳	男・女		33		歳	男・女	
14		歳	男・女		34		歳	男・女	
15		歳	男・女		35		歳	男・女	
16		歳	男・女		36		歳	男・女	
17		歳	男・女		37		歳	男・女	
18		歳	男・女		38		歳	男・女	
19		歳	男・女		39		歳	男・女	
20		歳	男・女		40		歳	男・女	

- ※ 今年度は卓連の規約通り 評議員を2名とさせていただきます。
- 評議員の方には No. (左端の番号欄) に ○印 をつけてください。
- ※ 年齢は令和7年4月1日現在の年齢でご記入ください。
- ※ 住所は市町名のみで結構です。